

香川県禁煙・分煙施設認定制度実施要綱

1 目的

禁煙を実施している施設を認定し、その取組みを広く県民に周知することにより、県民の受動喫煙防止に対する意識向上を図り、「健やか香川21ヘルスプラン」の実践指針である「受動喫煙のない生活環境をつくろう」の実現を目的とする。

2 実施主体

健やか香川21県民会議とする。

3 対象施設

健康増進法第28条に規定する第一種施設及び第二種施設とする。

4 認定施設

認定する施設は、敷地内禁煙又は建物内禁煙を終日実施している県内の施設とする。

5 認定基準

禁煙・分煙施設とは、次に掲げる施設基準をすべて満たしている施設をいう。

(1) 敷地内禁煙施設

- ・敷地内（建物を含む。）すべてが禁煙であることを標示していること。
- ・敷地内に灰皿を置いていないこと。

(2) 建物内禁煙施設（第二種施設に限る。）

① 建物内禁煙（建物全体が一つの施設の場合）

- ・建物全体が禁煙であることを標示していること。
- ・建物内に灰皿を置いていないこと。
- ・屋外に喫煙場所を設けている場合は、その旨標示していること。

② 建物内禁煙（テナント等区分所有の場合）

- ・テナント等内が禁煙であることを標示していること。
- ・テナント等内に灰皿を置いていないこと。

6 認定単位

原則として、施設管理者（以下「管理者」という。）が管理する土地、建物を認定単位とする。ただし、集合施設等で区分所有ごとに管理者が異なる場合は、当該区分所有の施設を認定単位とする。

また、同じ管理者が施設内に複数の建物を有しており、建物ごとに受動喫煙防止対策を講じている場合は、それぞれの建物を認定単位とする。

7 認定手続

認定を希望する施設の管理者は、禁煙施設認定申請書（第1号様式）に必要事項を記載して、健やか香川21県民会議の事務局である香川県健康福祉総務課に提出するものとする。

8 審査

申請書の審査は、健やか香川21県民会議禁煙・分煙認定小委員会で行う。

なお、申請書の内容等に疑義がある場合は、現地調査を行うものとする。

9 認定証等の交付

会長は、審査の結果、認定基準を満たす施設であると判定した場合には、「敷地内禁煙」又は「建物内禁煙」の施設として認定し、認定証（第2号様式）及びステッカー（第3号様式）を交付する。

10 認定施設の公表

認定施設については適宜、県のホームページで公表するものとする。

11 認定の取消し

会長は、認定した施設が認定基準を満たさなくなった場合には、認定を取り消すことができる。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 香川県禁煙・分煙施設認定基準（健やか香川21県民会議）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に、香川県禁煙・分煙施設認定基準（健やか香川21県民会議）に基づき認定を受けた施設は、この要綱により認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。